



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 8 年 4 月 10 日

令和 7 年 9 月にお知らせした以下の九州ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、支払基金本部に設置した「審査の一般的な取扱いに関する検討委員会」において検討を重ねた結果、審査上の全国統一取決として取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたのでお知らせします。

令和 8 年 6 月診療分以降は、ブロック取決によらず、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断することとします。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	同日に子宮内膜組織採取料と子宮頸管粘液採取料の併算定は、原則として認められない。	子宮頸部と子宮体部は同一臓器であり、原則として認められないと判断した。	削除 (適用診療月:令和 8 年 6 月診療分)

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

外科・混合審査室小児・産婦人科審査課(TEL:092-688-8462) (吉田)